

建設水道常任委員会及び予算常任委員会（第四分科会）

平成26年12月9日（火曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

委員 長	眞 壁 俊 郎	副 委 員 長	松 田 寛 人
委 員	佐 藤 一 則	委 員	吉 成 伸 一
委 員	相 馬 義 一	委 員	植 木 弘 行

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

建設部長	若目田 好 一	都市計画課長	君 島 勝
都市整備課長	松 本 正 彦	都市整備課長 補佐兼 建築係長	久留生 利 美
都市整備係長	浅 賀 保 幸	住宅係長	江 連 宣 仁
道路課長	邊 見 修	道路課長補佐 兼建設係長	大 木 基
道路課長 管理係長	遅 沢 友 則	道路課長 維持係長	君 島 幹 夫
道路課長 用地係長	渡 邊 晶 子	道路課長 河川係長	金 子 嘉
上下水道部長	須 藤 清 隆	水道課長	小仁所 滋
水道課長補佐 兼黒磯・塩原 事務所長	黄 木 伸 一	水道課長 総務係長	相 馬 文 彦
水道課長 営業係長	小 平 裕 二	水道課長 建設係長	増 子 芳 典
水道課長 施設管理係長	君 島 隆	下水道課長	久利生 元
下水道課長 補佐兼 施設係長	室 井 正 幸	下水道課長 普及係長	関 谷 浩 行
下水道課長 管理係長	伊 藤 良 司	下水道課長 施設係長	武 藤 泰 治

出席議会事務局職員

書記 人 見 栄 作

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔上下水道部〕

- ・上下水道部長挨拶

〔水道課〕

予算審査

- ・議案第79号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）

〔下水道課〕

予算審査

- ・議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
- ・議案第76号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第77号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔都市整備課〕

- ・議案第87号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について

〔道路課〕

予算審査

- ・議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

眞壁委員長 それでは皆さん、おはようございます。

本日は12月定例会の常任委員会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会で常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件1件でございます。なお、補正予算案件4件につきましては、関係所管課のところで随時予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力をくださいますようお願い申し上げます。ご挨拶いたします。

それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

次第により順次進めてまいります。

水道課の審査

眞壁委員長 初めに、須藤上下水道部長からご挨拶をいただきたいと思います。

須藤上下水道部長（挨拶。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

それでは、水道課の審査に入ります。

議案第79号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 今回、水道課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第四分

科会）に切りかえて審査を行います。

議案第79号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

小仁所水道課長（議案第79号について説明。）

眞壁委員長 ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第79号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議なしと認めます。

議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

吉成委員。

吉成委員 ちなみに、職員給料費は何人分なんですか、これ。

眞壁委員長 課長。

小仁所水道課長 27人分です。

吉成委員 あと1点いいですか。

眞壁委員長 はい。

吉成委員 このところ本当に寒さが非常に厳しくなっているわけですけど、例年漏水、破裂とかそういうのありますよね。そういったものというのは、大体何件ぐらい冬場の間あるんですかね、大まかで結構ですけど。凍結によるというか。

眞壁委員長 はい、課長。

小仁所水道課長 冬場だからということでふえることはないそうです。

眞壁委員長 上下水道部長。

須藤上下水道部長 那須塩原市の水道ということで冊子がいつているかと思うんですが、ちなみに去年ですと、10月に何かピークが、ケースが多かったですね。10月ですね。

凍結が考えられます12月ですと、昨年が30件、1月も約30件、2月が極端に減って、3月には30件ぐらいの実績がございました。

2月はみんな出し水で多分対応するんで減るかもしれないんですが。

眞壁委員長 ほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、水道課の審査を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

眞壁委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道課の審査

眞壁委員長 それでは、下水道課の審査に入ります。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 今回、下水道課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長（議案第72号について説明。）

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

吉成委員。

吉成委員 では、歳入も歳出もあれですけど、4款衛生費の、9ページ。

浄化槽設置で、今回20基ほどふえるのを見込んで補正を組んだというお話だったんですが、今、どういった地区といいましようか、地域といいましようか、そういったところは浄化槽の設置が非常に多いとか、そういう地区によつての違いというのはありますか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいま地区はどういうところかというような内容で質問ございましたけれども、大きい地区割りで行きますと、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区とこうありますけれども、

塩原地区を除いた黒磯、西那須野地区は、現在建物の数もふえております。また、開発関係も進んでおるところから、その2地区について補助金の申請、そちらのほうは多いというふうにつかんでおります。

以上でございます。

眞壁委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ほかに質疑、意見等ございませんので、質疑、意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 次に、議案第76号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

久利生下水道課長 (議案第76号について説明。)

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第76号 平成26年度那須塩原市下水道事業答弁会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議なしと認めます。

議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号の説明、質疑、討

論、採決

眞壁委員長 次に、議案第77号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

久利生下水道課長（議案第77号について説明。）

眞壁委員長 はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 26ページですね。農集の浄化センターの電気料がふえたということで、流入のがふえたということは、接続件数がふえたということによるしいんですか。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいまのご質問でございますが、接続がふえたということかという内容かと思えます。この中では、私どものほうでとらえておりますのは、接続件数も増加していることは事実でございます。ただ、一方で、農集につきましても、不明的なものが見込まれるのかなというのがその後の見解でございます。そういったものが、雨の影響もございまして、入り込んでいて増加しているものもあるかというふうに現在考えているところでございます。

以上でございます。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 それでは、その上の職員給与で、多くはプラス補正が多いとは思いますが、今回の場合、人事異動が関係しているんで、マイナス32万8,000円かなという気はするんですが、ちょっと詳しい内容をお聞かせ願えればと思います。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいまのご質問のとおり、人

事異動がございまして、その中で年齢的なもの等もございまして。また、職員手当等の中で、当然扶養、期末、勤勉、それから時間外、通勤、住居、児童というふうな各手当がございましてけれども、それぞれが各個人によっていろんな状況がございまして、それに伴いましての減額がございまして、職員手当が32万8,000円の減ということが大きく影響しているかと思えます。

以上でございます。

眞壁委員長 ほかがございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第77号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業答弁会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議なしと認めます。

議案第77号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で、何かございますか。

部長。

須藤上下水道部長 現在、下水道事業におきまして、計画を2件ほど策定をしております。これらにつきましては、3月議会に提案を予定しておりますが、情報提供ということで、担当課長にちょっと説明をさせますので、よろしく願いいたします。

眞壁委員長 課長。

久利生下水道課長 ただいまのお話でございます。下水道課でただいま計画書を作成しているものが2点ございます。その点について、中間での情報提供ということでお知らせさせていただきます。

まず、1点目の那須塩原市公共下水道事業計画の変更についてということでございます。資料は申しわけございません。ありません。

現在、本市が行っております公共下水道事業につきましては、上位計画というものがございまして、那珂川流域別下水道整備総合計画、それから北那須流域下水道事業計画、また関連します那須塩原市生活排水処理基本構想、那須塩原市公共下水道の全体計画というものがあまして、それに基づいて実施しているところでございます。

その中で、下水道法によります事業計画の認可というものについては、昭和49年のときに最初に認可を受けて、事業を実施いたしました。その後、おおむね5年ごとに変更の認可を受けまして、直近のものでは平成23年3月に変更認可を受けて、現在2,774.6haの中で国庫事業等を実施しているわけでございます。その計画完了の予定期間が本年度いっぱい、平成27年3月末で切れることとなります。そのため下水道事業、継続していかなければなりませんので、この計画期間を延伸する必要がある出てまいります。その際に、先ほど言いました上位計画のほうの北那須流域下水道事業計画とあわせなければなりませんので、そちらのほうはやはり今年度で切れることとなります。その北那

須流域下水道のほうの事業計画が、県のほうとの打ち合わせの中では、平成32年度末、7年間の延伸をしたいということでございます。したがって、私どものほうの下水道につきましても、同様に平成32年度末のところまで7年間を延伸したいという考えでおります。

また、事業計画の変更ということでございますので、あわせまして、現在あります公共下水道の全体計画の範囲の中で、特に那須塩原市の都市計画マスタープラン、こちらのほうでも位置づけされておりますが、市街化検討エリアというところに入っております、こちらは西那須野地区の中の大山地区というところがあるんですけども、そちらのほうで一部そこを取り込みまして、事業計画区域の拡大を図りたいというふうに考えております。

具体的な場所としまして、那須清峰う高校、それから大山小とか那須特別支援学校、そしてベシアなどという施設が立地しております国道400号のバイパスと、昔の国道400号、その間の区間において、72.4haを今回の計画の中に取り込んで、あわせて変更したいということでございます。

またあわせまして、今のは下水道法というやつと事業計画についての変更をお知らせしましたが、下水道につきましては、都市計画法についても、こちらは事業認可を現在も受けておりまして、あわせて7年間期間延伸したいということでございますが、都市計画法については、面積とか一切変更はございません。これが1点目でございます。

続きまして、2点目の今度は総合地震対策事業の計画というものがございます。総合地震対策事業計画についてお知らせしたいと思います。

先ほども少し触れましたけれども、本市の下水道につきましては、昭和55年、認可を受けた後55年の供用開始がされております。それで34年がそ

れから経過しているわけですが、その間に下水道の施設を整備してまいったわけですが、汚水の管路としましては、約461km、それから処理場が2カ所整備されているわけですが。

今回の総合地震対策事業の計画の中では、特に土木施設であります下水道の管路ですね。これを対象としまして、機械とか電気設備の長寿命化計画ということで、以前議員の皆様にはお諮りしたかと思うんですが、そちらのほうをやっております長寿命化計画と連携して、現在耐震化対策を行っている処理場、そちらのほうは今回の計画から外すと。外すというか、含めないということでございます。下水道の管路を対象として考えているのが総合地震対策事業でございます。こちらにつきましては、特に下水道の耐震基準というものがやはりございます。それがいわゆる処理場なんかでいう、建築施設ですと昭和56年に改正されております。

一方、今回の管路を含む土木施設というのは、平成9年に改正になっています。それで、先ほど言いました管路461kmのうち、平成9年度以降に整備されたもの、距離にして281kmほどあるわけなんです、これは平成9年以前に整備された281kmについては、先ほど言いました現行の耐震基準、レベル2というものの、耐震基準になっているわけなんです、言葉でレベル2といいます。それを満たしていないことになっております。したがって、それをどうにかしなくちゃならないということなんです、特にこの総合地震対策の事業計画という期間は、国のほうからの話もございまして、原則5カ年間で計画をつくってくださいという、5カ年間の期間で計画書をつくってくださいということになっております。この5カ年間の中では、ただいま申し上げました281kmは、

到底全部整備することは不可能でございます。そういう中で、特に優先すべき箇所ですね。機能、重要度、それから緊急度、そういったものを考えて、優先的にやるべきものを見つけるわけですが、それで、それこそ全部できないということですから、正式名称ではございませんが、1期分ということになるかと思いますが、その中では平成27年度から平成31年度、来年度から31年度までの5カ年を期間としまして、需要度の高い施設を対象として実施する予定でございます。

重要な施設といえますのは、必要な管線という位置づけにしまして、法律によります河川、それから鉄道敷、それと重要な道路を占有する管渠、こういったもので地域防災対策上必要と認められております施設がありますけれども、それから処理場につながるまでの管路、こういったものを特に重要な位置づけといたしております。これらは本市の防災計画に載っている施設を対象としまして、そこから選考するものでございます。

また、下水道の地震による被災が、市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑みまして、先ほどの説明の補足になりますが、国のほうでは防災、減災、そちらの両面のほうから対策を総合的かつ効率的に行い、被害の最小化を図るといった目的のもとに、平成21年度に下水道総合地震対策事業というものを創設しました。国のほうでの創設になっております。

それで、現在そういうことから、国庫補助事業をこれから展開しようとする場合には、必ずこの地震対策というものを作成しまして、国のほうに提出することが必要となってくるわけですが、

そういうことで、最後になりますけれども、事業規模としては先ほど言いました重要な管線のうち、特に重要な管線の中で16kmを対象としまして、

5カ年の中で、これはあくまでも現在作成中でございますので、つかみの数字になりますが、約1億4,500万円の事業費を予定してございます。これらにつきましては、私どもは現在持っております那須塩原市の下水道の中期ビジョンというものがございませけれども、この中でも位置づけされておまして、そのアクションプログラムの中にも実施というものがうたわれてくるわけでございます。

以上の2点について、今後もう少し計画書の中身をまとめまして、全協あるいは3月の議会のほうにお知らせできればなということでお諮りしたいということで考えておるわけでございます。

長くなりましたですけども、情報提供ということで、今の段階でお知らせしたいと思えます。

以上でございます。

眞壁委員長 ほかにございますか。

よろしいですか、委員。

〔「はい」と言う人あり〕

眞壁委員長 ほかにないようですので、下水道課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

眞壁委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

都市整備課の審査

眞壁委員長 初めに、若目田建設部長からご挨拶をいただきたいと思えます。

若目田建設部長（挨拶。）

眞壁委員長 ありがとうございます。

それでは、都市整備課の審査に入ります。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 議案第87号 那須塩原市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

松本都市整備課長（議案第87号について説明。）

眞壁委員長 はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 連帯保証人の条件が緩和というか、変更になりますけれども、これによって入居者数の増加が見込まれているのか。また、見込まれるとすれば、どれくらい予定しているのか、伺いたいと思えます。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 連帯保証人の、今回条件緩和するところではありますが、今までこの条件の中で申し込みをされていない方ということまでは把握していないところでもありますので、正確な人数とかちょっとわからないのが現状であります。ただ、間違いなく緩和することによりまして、連帯保証人がつけられるので、入居者の数がふえると、こちらとしては考えているところでもあります。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 今まで連帯保証人の条件が厳しいというか、そういった中で、立てたいんだけど、

立てられないということで入居できなかった方も数名いるというふうな状況でありますので、それによって今度の緩和で何名ふえるかというのは、はっきり、今、課長が言ったように、言えませんけれども、入居率というのが88%ということですので、今、募集をかけていますけれども、月に1回募集をかけているんですが、募集をかけてもなかなか入る人がいないというふうな状況でございます。

そういった中で、できるだけ緩くして、たくさん入ってもらおうというふうなことから、今回改正というふうなことを考えまして、県内の状況等を鑑みまして、こういったふうにしたものでございます。

以上です。

眞壁委員長 ほかございますか。

植木委員。

植木委員 今のご答弁の中で、県内各他市に比べて条件が厳しくて、いわゆる入居したくても入居につながらない方々もいると。そういったことで、県内を県外、あるいは市内を県内、拡大を図ったということは、大変いいことだろうと思います。

いずれにしても、入居率が少しでも上がるように、そういった意味ではいい改正になるんじゃないかなと思っておりますが、その中でちょっと一つ気になるのが、11条の2項の4目ということになるのでしょうか。現行公営住宅に入居している場合であって、家賃及び駐車料を滞納していないものであること。こんなふうな形で、前は税の滞納はないものである。この内容がちょっと変わってきているわけなんです、この辺の背景はどんなふうなことの背景があって、例えば家賃滞納者、駐車場使用料を含めて、滞納者が多く発生してきているので、入居の条件の中に入ってきたのかなと。ちょっと背景についてお聞かせいただきたい

んですが。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちらは今回、連帯保証人に対する条件となりまして、連帯保証人に対して、現行では税の滞納がないものとか、もう一つ5号にあります公営住宅に居住する者でないことということ、今までつけていたところではあるんですけども、この、まず税の滞納がないものであること。当然入居者は税の滞納がないというのが条件になっているところではあります、保証人さんにおきましては、やはり他市町から見ますと、ほとんどは、調査委託しますと、この過誤要件、税の過誤要件というのは、那須塩原市だけでありまして、県内。その中で、先ほど言いました連帯保証人が立てられないという中で、この税の滞納がないものという条件をつけると、その連帯保証人さんの納税証明書等を添付しなきゃいけない。それをやはり出したがらない、連帯保証人さんのほうでですね というのも聞いたことがありまして、その中で、この条件をなくしたということでもあります。

また、公営住宅に居住する者でないこと。こちらに関しまして、ほとんどこういう条件がついているのは3市町だけということになっておりまして、その条件を緩和したところではありますが、やはり公営住宅に入居している者に関しまして、家賃、家賃に附属する駐車場使用料を納めていない方が連帯保証人になれるのかということが、家賃が納められない方がですね。ということで、この新しい改正案では、入居している者でもよろしいが、家賃、駐車場使用料が滞納がない者ということを条件としてつけさせていただいたところがあります。

説明は以上であります。

眞壁委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、特に連帯保証人になる方が入居している方が、滞納者が多いとか、そういうふうなことがあって、こういうことになっているわけではないと。ただ、枠を広げる条件の中で税の納税証明等を提出しにくいと。そういったことがあって、結果的にこの枠を取り外したんだけど、そのかわりといっちはなんですけども、この家賃、駐車場使用料、このぐらいはきちんと滞納していない者でないはずと。それがついたと。そういう考え方でよろしいですか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 おっしゃるとおりであります。

植木委員 わかりました。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 私のほうから、指定管理者に関する管理についてお聞きをしたいんですが、実際に市営住宅、町営住宅等で指定管理者制度を導入している他市町というのはどのくらいあるのかというのが1点。

それから、指定管理者が行う業務ということで、(1)から(3)ありますけど、これもう少し中身として具体的なご説明をいただければと思います。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 まず、ご質問の1つ目、他市町の導入状況ということで、県内だけちょっと調査しているもので、県外についてはちょっとわからないところありますが、まず佐野市、足利市、栃木市、この3市と、あと栃木県が県内の佐野足利地区で導入しております。また、大田原地区におきましては、来年度、27年度から指定管理者制度を導入するというふうに聞いております。

導入状況については以上であります。

また、指定管理者に行わせる業務について、もう少し詳しくということなんですけど、その中で、

具体的にいきますと、入居及び退去に関する業務、入居者入居手続業務。また家賃、駐車場使用料の収納及び滞納整理に関する業務ですね。また、住宅及び共同施設、建物等の共同施設も含めまして修繕、保守管理に関する業務。もう一つ、駐車場の管理に関する業務、こういったことが具体的な業務として行われていく予定であります。

眞壁委員長 吉成委員

吉成委員 調べているかどうかわかりませんが、ちなみに今、指定管理者制度を導入しているという佐野、足利、栃木では、こういったところが手を挙げてやられているのか。やっぱり振興公社みたいなのところになっているのでしょうか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 足利市は、栃木県南不動産業協同組合というところになっておりまして、佐野市が、こちらは栃木市セキスイハイム株式会社と、県南栃木市が共同事業体であります栃木市公営住宅管理センターというところになっております。

栃木県は、これは足利市と一緒に、栃木県も佐野足利地区も、栃木県が不動産業協同組合となっております。

また、先ほど言いました栃木県の大田原地区に関しましては、共同企業体になっておりまして候補者、まだ議会通さなきゃいけないんですけど、候補者が決まっております、栃木県営住宅の県北地区は、栃木県北不動産業協同組合が代表になりまして、プラス株式会社東陽宅建さん、株式会社万建設工業、この三者での共同企業体になっているというふうに。ただ、まだ議会の議決は得ていないと思いますので、候補者というふうに聞いております。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 この指定管理者制度を導入するということで、他市町の調べと。それであれば、当然那

須塩原市では、じゃどの辺が手を挙げていただけるのかなという、内々での調査等が入っていると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 こちらにおきましては、昨年度、一昨年度から、この栃木県北不動産業協同組合のほうからの要望書という形で上がってきておりまして、ぜひやりたいということで聞いておるところであります。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 募集に当たっては公募ということとでかける予定でございますが、今言いましたように、手を挙げるところが限られちゃうのかなという感じがするところがございます。

以上です。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 じゃ、最後に。

先進事例の中で、特に我々気になるのは、やはり滞納であったりという部分になるわけですけど、やはりこれまで行政がやっていたのからすると、滞納の処理というか、滞納自体は減っているというような情報は入っているんでしょうか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 滞納等の状況についての詳しいことまでは、調査の段階で調べてはおりません。この辺に関して、ちょっと資料等、今手元にはございません、申しわけないですが。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 滞納は、今、課長言ったように調べてはございませんが、水道は、指定管理ではなく、民間委託を行っています。ウォーターテックスという、民間に移行してから、収納率がかなり上がっているという実績がございますので、サービスの向上はもとより、そういった収納率の上がることを期待しているところがございます。市

営住宅はさほど、滞納はないので、一番はサービスの向上、24時間体制の中で、あとはその民間のノウハウを使った小規模の修繕とか、そういうことに対応できるというようなことを一番に掲げています。

以上です。

吉成委員 以上です。

眞壁委員長 ほかにございますか。

いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、意見等を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないもの認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないもの認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第87号 那須塩原市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議なしと認めます。

議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

課長。

松本都市整備課長 私どもの所管、都市整備課のほうで、追加補正がありまして、議会初日になり

ましたけど、こちら補正の内容は、市営住宅におきます屋上防水改修工事、市営若松団地3号棟の屋上防水改修工事になるところであります。こちらの社会資本整備交付金、国の補助金なんですけど、その中で追加配分というのがありまして、国から県を通して追加配分の交付決定を受けた中で補正予算となります。補正予算まで提出していくのに間に合わないところがありましたものですから、議会最終日の提案とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事業費として、稲村団地3号棟の防水改修工事ということで、600万……。

〔「若松」と言う人あり〕

松本都市整備課長 ごめんなさい。若松団地。市営若松団地3号棟、申しわけありません。市営若松団地3号棟屋上防水改修工事で、工事請負費といたしまして600万を見ておまして、また歳入といたしまして、今言いました社会資本整備交付金の中の防災安全交付金といたしまして、補助対象事業費の50%となりまして、対象事業費は540万見ておしますので、その2分の1、270万の歳入を見込んでおるところであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

眞壁委員長 ほかによろしいですか。

相馬委員。

相馬委員 先ほど市営住宅の入居率が88%という部長のお答えがあった。ちょっとイメージ的に、入居率は非常に倍率高いようなイメージがあったものですから、当然市営団地の場所によって違うでしょうけども、その辺のお話をしていただきたいと思うんです。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 議員さん言われました、応募率に関しましても、やはり新しい稲村団地等は1

倍を超えるところでありますが、やはり古い団地におきましては、部長も言いましたように、毎月募集をかけているところでありますが、現実的には0.5倍だったりというところがありまして、その中でやはり募集戸数に満たない応募者というところの状況の中での入居率もございます。やはり古い市営住宅に関して、応募者が少ない。

あと、もう一つは、どれだけ、先ほど数字的なことは言いませんでしたけど、今回の連帯保証人の条件の緩和をすることによって、応募者数のふえることを期待しておりますので、

眞壁委員長 いいですか。

相馬委員。

相馬委員 その辺は多分そうだろうかと想定はしましたけど、1点、例えば入居し、市営住宅の本来の目的ってありますよね。本来の目的とちょっとずれてきて、いわゆる市営住宅入ってずっと長い間、長期的に市営住宅を利用しているという方、おられますよね。そういったことに対しての意見は、市のほうの考え方あるんですか。

眞壁委員長 課長。

松本都市整備課長 市営住宅の本来の目的の一番の住宅困窮者という方、そういった方々に住宅を提供するという形でやっておまして、当然その中で入っている中で、収入が基準を超えた方には、市で退去指導等をしているところでありまして、ただ、ずっとやはりおられる方というのは、経済的に収入が少ない方々がずっと長年入られるという状況でございます。

ですから、当初、昔の市営住宅というのは、安い家賃で入った方々が、収入を超えているというのが昔はありましたけど、今は、今はという言い方はちょっと語弊がありますが、やはり住宅困窮者という、低収入の方々が一番多くやっておりますので、なかなかそこから出てきて、新しい民

間アパートを借りるとするのは難しい。

相馬委員 ちょっと勘違いしていましたが、市営住宅というのは、あくまでも住宅を求めるまでの期間の入居者だと把握していたんですけど、今のお話だと、やっぱり困窮者に対しては提供するという感覚でよろしいですか。

松本都市整備課長 はい。

眞壁委員長 よろしいですか。

相馬委員 はい、わかりました。

眞壁委員長 ほかございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、都市整備課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

眞壁委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課の審査

眞壁委員長 道路課の審査に入ります。

議案第72号の説明、質疑、討論、採決

眞壁委員長 今回、道路課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第四分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補

正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

遠見道路課長（議案第72号について説明。）

眞壁委員長 説明が終わりました。委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、質疑、意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

眞壁委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

眞壁委員長 異議なしと認めます。

議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

部長。

若目田建設部長 それでは私のほうから、道路課所管の関係で、道整備交付金につきまして、ちょっと説明させていただきます。

道整備交付金事業、国の補助を受けまして、今年度が最終年度ということで進めております。こ

これは社会資本整備交付金とは別に、内閣府のほうから来る補助金ということで、かなり交付率が高い。社会資本が大体50%ぐらいなんです、道整備は100%近く、100%来ているという状況です。現在、その社会資本整備交付金でやっていて、なかなか進まないという中で、新たに27年から5カ年の31年の5カ年計画で、道整備交付金もまた新たに地域再生計画というのを策定しまして、その中に事業を組みかえるということで、特に、これは今のところの協議でございますが、特に新南下中野線の関係につきましては、ちょっと進捗が悪いということで、そのほか道路の改築路線、また舗装の修繕路線、これらを今、計画案をつくりまして、県と国と協議をしております。そういった中で、国のほうからうちのほうで、今回最初出した案の中では、これは市道だけではなくて林道もそういうことで、地域再生計画の場合には、林道もあわせて組み入れないと認定されないという中で、林道の割合が少ないというような指摘をいただいて、今、調整をしているところでございます。

これにつきましては、協議が来年1月ごろ正式に提出ということで、ちょっとまだ今事前協議なのですけれども、内容が固まりましたら、ちょっとご説明を後でさせていただければなと。議会の議決ということではなくて、全協においてというような形でということで、ご報告をさせていただければなというような考えで、よろしく願いいたします。

眞壁委員長 よろしいですか、何かあれば。

吉成委員 今、部長から説明いただいた地域再生計画ということで、改めて計画を練ることになると、我々議会基本条例の中には、今回ちょっと見直しもかけているのですけれども、3年以上の計画は議決事件という形になっているものですから、そうすると、その辺は上げていただくということ

になるのでしょうか。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 この道路整備につきましては、道路整備基本計画がございまして、その計画に載っている路線について、何の事業を導入してやるかということですので、整備手法、補助金の問題ですので、そういったことの中では、その3年以上の計画ということになると、そのものずばりだとそういう形になってしまうのですが、もう今ある計画に基づいて事業を実施するということだものですから、そのために再生計画という名称で国のほうに申請をするという形だものですから、議決はいただかない方向で、どうなのかというふうに、議会事務局などと調整をさせていただいておりますので、その辺ご理解、よろしく願いしたいと思います。

眞壁委員長 吉成委員。

吉成委員 そうすると、今回の代表質問等に出た那須塩原駅前も同じように都市再生整備計画、これも内部の計画ということになるのですね、そうすると、同じような扱いになるということですね。

眞壁委員長 部長。

若目田建設部長 那須塩原市の駅前の都市再生整備計画につきましては、新たな計画ですので、ですから、それにつきましては、議決が必要になるかと。黒磯駅前のときにも議決頂いたと思うのですけれども、それは、今説明した道路のやつとは別だというふうに考えております。

吉成委員 はい、わかりました。

眞壁委員長 ほかがございますか。

〔発言する人なし〕

眞壁委員長 ないようですので、道路課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

以上で建設部の審査は終了いたします。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 26 分

眞壁委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その他

眞壁委員長 続いて、4のその他に入ります。

事務局から連絡があります。

人見議会事務局書記（事務局説明。）

閉会の宣告

眞壁委員長 これで今定例会における委員会議事日程は全て終了いたしました。

今委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出をいたしますので、ご一任をいただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前 11 時 28 分